

可児市耐震改修促進計画の概要版

◆計画概要

【計画の目的】

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防ぎ、市民の生命と財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを実現するため、耐震改修の促進を行い、地震に対する建築物の安全性の向上を図る。

【計画の位置づけ】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づく計画
- ・可児市国土強靱化地域計画、可児市地域防災計画との調和
- ・岐阜県耐震改修促進計画に基づく計画推進

【計画期間】

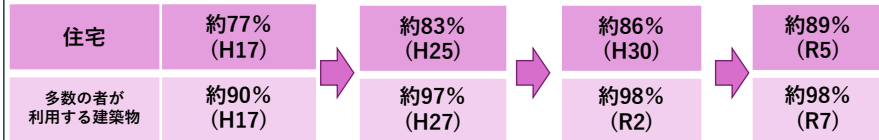
<第4期計画> 令和8年度～12年度(5年間)



◆これまでの状況

①耐震化率の推移

多数の者が利用する建築物は、概ね解消したといえるが、耐震性のない住宅等は現象したが、第3期計画目標※には至らず



※「住宅の耐震化率95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率おおむね解消」

要緊急安全確認大規模建築物 100% (R7)

要安全確認計画記載建築物 (防災拠点・通行障害) 市内に対象建築物なし

②岐阜県の特性

(1)都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

(2)旧基準の木造住宅の全住戸に占める割合が高い

全国	47.3%	全国	13.3%
岐阜県	25.8%	岐阜県	20.4%
可児市	25.2%	可児市	14.7%

③耐震化が進まない要因(R6 県民(2,012人)アンケート調査結果より)

対象者	主な意見	主な原因
診断未実施	・跡継ぎがない ・耐震改修をするつもりがない ・大地震が来たら諦める	耐震改修に対するインセンティブの低下 ・高齢者世帯のみでの居住の増加 ・経済的負担に対する不安 ・防災意識の希薄
改修未実施	・多額の費用がかかる ・跡継ぎがない ・大地震が来たら諦める	

◆目標

住宅の耐震化率…令和12年 耐震化率95%

多数の者が利用する建築物…令和12年 概ね解消

公共施設・防災拠点施設等、耐震診断義務付け建築物…耐震性の早期確保

◆基本的な方針

「様々な施策の選択」と「対象を絞った建築物の施策の重点化」

「最低限命を守る取組」と「耐震診断から耐震化」

対象		施策(方向性)	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物	広く市民向け	診断に重点
重点的耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等 ・木造建築物 ・市有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物 ・防災拠点建築物 ・通行障害既存耐震不適格建築物	全所有者向け	改修

着実な耐震化推進に向けて

より重点化

◆耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

- 県、市町村、関係機関及び建築関係団体で構成する「岐阜県建築物地震対策新協議会」による県下一丸となった推進体制

2 安心して耐震化が行える環境整備

- 可児市建築物等耐震化促進事業(木造住宅)
 - ・可児市木造住宅耐震診断事業及び簡易耐震診断事業(無料診断)
 - ・木造住宅耐震改修、除却及び耐震シェルター等設置費への補助
- 可児市建築物等耐震化促進事業(建築物)
 - ・可児市建築物耐震診断事業(補助)
 - ・木造住宅以外の多数の者が利用する建築物等の耐震改修等への補助 等

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

- 相談体制の整備
 - ・岐阜県木造住宅耐震相談士の活用
 - ・木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会
 - ・木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る講座 等
- 情報提供の充実
 - ・パンフレットの作成・配布
 - ・耐震啓発ローラー作戦の実施、診断実施済所有者への啓発強化
 - ・防災教育部局との連携 等

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

- 住宅・建築物の耐震化と合わせた対策
 - ・ブロック塀の倒壊防止対策
 - ・給湯設備や家具の転倒防止対策 等
- 地震に伴う宅地被害の軽減対策
 - ・大規模盛土造成地の安全性に係る変動予測調査の実施
 - ・液状化現象に対する周知

■改正ポイント

地震時に主要な広域道路から防災拠点施設までの通行を確保を行うため、岐阜県にて

耐震診断義務化対象路線の指定拡大

※可児市には路線の指定拡大による対象施設はなし。

